

地区連合会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長
中村 一己

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応に伴う自治会町内会活動の中止等における 地域活動推進費補助金の取扱いについて（情報提供）

日頃より区政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組にもご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応に伴い、地域でのお祭りやイベントなどについて、すでに中止等を決定している自治会町内会が多いことと思います。

横浜市では自治会町内会の公益的活動に対し、地域活動推進費補助金を交付しています。地域活動推進費補助金は自治会町内会からのご申請（事業計画や収支予算書）に基づき交付しています。

しかし、コロナ禍において、当初の計画を変更せざるを得ない状況であることから、当初の計画と変更した場合でも、会員の了承を得た活動で公益的活動（地域活動推進費補助金の対象経費）であれば、補助金を交付することができますので、会の皆様とご協議いただき、地域活動推進費補助金をご活用ください。

【補助対象経費とすることができる事務費・事業費の例】

- ・ Web 会議や電子回覧板等のオンラインツール導入のための備品や設備の購入費
- ・ 地域の安全のためのマスク、消毒液等衛生用品の購入費
- ・ 会議を書面開催とし、郵送で資料を各世帯へ送付する際の郵送料

※ 実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がありましたらお問合せください。

【地域活動推進費補助金の補助率及び限度額】

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3 分の 1	700 円×加入世帯数	公益的活動に係る 事務費・事業費
地区連合 町内会	3 分の 3	12 万円（基礎的支援費）	（他の補助金を利用し ている事業を除く）
	（補助対象経費－基礎的支援費）×3 分の 1	170 円×加入世帯数+5 万円	

旭区としても、自治会町内会活動の安全かつ円滑な実施のため必要な支援を行って参りますので、引き続き感染症拡大防止へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

旭区地域振興課地域活動係
電 話：9 5 4－6 0 9 1
F A X：9 5 5－3 3 4 1
担 当：野田頭・佐藤

補助対象経費・補助対象外経費の例

(参考)

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） 備品代（会議テーブル、椅子等） 消耗品代（紙、鉛筆等） 電話代、郵送料 	
人件費	<ul style="list-style-type: none"> アルバイト賃金 役員手当 活動謝礼、活動交通費 	
会館	<ul style="list-style-type: none"> 会館借上費 会館光熱水費 会館修繕経費（会館整備費補助金を受けた場合を除く） 会館設備点検費 会館耐震診断費用 会館火災保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 会館整備費補助金を受けた会館の新築、購入、増築、改修、修繕経費 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 交通安全活動経費 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） 防犯活動経費 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 盆踊り大会開催費 運動会、スポーツ大会開催費 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） 給食、配食サービス経費 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 広報活動費 掲示板設置費 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） 祝金（入学、成人、敬老等） 賀詞交換会（開催費、参加費） 裁判費用（弁護士費用等）
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 防犯協会、体育協会分担金 	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代 	<ul style="list-style-type: none"> 懇親会費、親睦会費 新年会費、忘年会費 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> 寄付金 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		<ul style="list-style-type: none"> 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 積立金 予備費 次年度への繰越金 区へ返還した余剰金

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費の補助対象外経費となります。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。